

《ローン保証委託契約約款》

第1条. (債務保証の委託と委託の範囲)

1. 私(借入申込人)および連帯債務者(連帯債務の場合は連帯債務者全員をいう、以下同じ)は、表記保証委託契約書(以下、本契約という)の借入内容によって取扱金融機関(以下、金融機関という)との間に金銭消費貸借契約を締結して負担する元本債務、利息、損害金、その他これに付帯する一切の債務(以下、本債務という)について、貴社に保証を委託します。なお、金融機関との間に締結された金銭消費貸借契約の内容が変更された場合は、その変更に伴い必要な範囲で本契約の内容も当然に変更されるものとします。
2. 貴社と金融機関との間の保証契約は、貴社が保証を適当と認め、これにもとづいて金融機関が私に融資を実行したときに成立するものとします。

第2条. (原債務の弁済)

私および連帯債務者は、貴社が保証した前記記載の原債務を約定に相違なく弁済し、貴社には一切負担をかけません。

第3条. (保証人・担保)

1. 連帯保証人は、この約款の全ての条項が私および連帯債務者に準じて適用されることを異議なく承認し、私および連帯債務者が貴社に対して負担する債務につき連帶してその履行を致します。
2. 連帯保証人が、本債務についての保証人となっている場合においては、連帯保証人は、貴社との間に於いては全額保証するものとし、貴社の負担部分は零とします。
3. 連帯保証人がこの約款による保証債務を履行した場合に代位によって貴社から取得した権利は、私および連帯債務者と貴社との間に残債務がある場合は、貴社の同意がなければこれを行使しないこととします。貴社の請求があれば、その権利を貴社に無償で譲渡します。
4. 私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者は、貴社に対し将来負担することあるべき求償債務を担保するため、貴社があらかじめ指定する物件に抵当権を設定します。
5. 前項の抵当権設定については、この約款によるほか貴社との間に別に抵当権設定契約を締結するものとします。
6. 連帯保証人および担保提供者は、貴社が私、他の連帯保証人および担保提供者の申し出によって抵当権物件または他の保証を解除されても何等異議を述べません。債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、私は貴社からの請求によって、貴社の承認する担保を差し入れ、または保証人を追加します。

第4条. (手数料・保証料)

【保証料[一括前払]】

1. 私および連帯債務者が貴社の保証により金融機関より借入したときは貴社所定の保証料および事務取扱手数料(消費税含む)を一括して支払います。
2. 私および連帯債務者が保証期間中に一括繰上返済を行い、保証期間を短縮した場合は、未経過期間の保証料相当分から貴社所定の料率・方法で計算した戻し保証料(以下、「戻し保証料」といいます。)を、貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)および私宛の振込に要する手数料を控除して借入返済口座へ振込により返還される事に何等異議を述べません。
3. 保証期間中に一部繰上返済により保証期間を短縮した場合、保証期間を短縮せず返済額を軽減し保証額を減額した場合は、取扱いの都度毎に、戻し保証料から、貴社所定の手数料(消費税含む)、および私宛の振込に要する手数料を控除して借入返済口座へ振込により返還されることに何等異議を述べません。
4. 前記第2項及び第3項の取扱いにおいて、戻し保証料が貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)と振込に要する手数料の合計額に満たない場合は、戻し保証料額を上限として、戻し保証料から控除する方法で取扱いの都度支払います。
5. 保証期間中、保証条件(担保条件)を変更し、設定された抵当権の変更登記を行う場合には、貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)を支払います。
6. 保証契約終了後に担保解除関係書類の再発行を依頼する場合は、貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)を支払います。
7. 貴社が代位弁済を行った場合、代位弁済日以降の未経過保証料は返還されないと同意します。
8. 私および連帯債務者が、本契約後に貴社の同意を得て銀行との金銭消費貸借契約書の内容の変更を行う場合には、事務取扱手数料(消費税含む)を一括して支払います。なお、保証期間の延長を行う場合には、保証期間延長に対する保証料を併せて支払います。
9. 本条の保証料・事務取扱手数料は違算過収の場合および、本条に定めた場合の返戻を除き、一切返還請求をしません。なお、諸般の事情により、本条における事務取扱手数料(消費税を含む)が変更される場合があることに同意します。

【保証料[毎月払]】

1. 私および連帯債務者が貴社の保証により銀行より借入したときは、貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)を一括して支払います。
2. 私および連帯債務者が貴社の保証により銀行より借入したときは、貴社所定の割合による保証料は銀行に支払う金利のなかから銀行を通して月割りで支払います。
3. 一括繰上返済を行った場合、保証期間中に一部繰上返済により保証期間を短縮した場合、保証期間を短縮せず返済額を軽減した場合いずれにおいても戻し保証料

の返戻がないことに同意します。

4. 前記【保証料[一括前払]】の第5項及び6項が同様に適用されることに同意します。
5. 私および連帯債務者が、本契約後に保証会社の同意を得て銀行との金銭消費貸借契約書の内容の変更を行う場合には、事務取扱手数料(消費税含む)を一括して支払います。
6. 諸般の事情により、本条における 事務取扱手数料(消費税を含む)が変更される場合があることに同意します。

第5条. (生命保険)

私および連帯債務者は、金融機関または貴社の負担によって私および連帯債務者を被保険者、金融機関を保険金受取人とする団体信用生命保険に加入すること。並びに保険事故発生のときはその保険金を第1条の債務に充当することをそれぞれ承諾します。但し、住宅ローン以外で私が加入を希望しない場合は、本条項は適用されないものとします。

第6条. (信用調査)

1. 私および連帯債務者は、金融機関に対する借入債務の履行または貴社に対する求償債務の履行を完了するまでは、貴社が私および連帯債務者の財産、収入、信用等を調査されても何等異議を述べません。
2. 私および連帯債務者は、前項の調査に際して保証会社から説明資料が求められた場合は、速やかに説明資料を提出いたします。

第7条. (通知事務)

1. 私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者が住所、氏名、勤務先等届出事項を変更し、または貴社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、貴社に対し直ちに書面を以て通知します。
2. 前項の通知を怠ったため、貴社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとします。また、通知を怠り、または遅延したことにより生じた損害は、すべて私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者の負担とします。

第8条. (成年後見人等についての通知事務)

1. 私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項を貴社に対し直ちに書面を以て通知します。私、連帯債務者および連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に貴社に対し直ちに書面を以て通知します。
2. 私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を貴社に対し直ちに書面を以て通知します。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選

任がされている場合にも、前2項と同様に貴社に対し直ちに書面を以て通知します。

4. 前三項の通知事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に貴社に対し直ちに書面を以て通知します。
5. 私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者は、前四項の通知の前に生じた損害について、貴社が責任を負わないことに同意いたします。

第9条. (代位弁済)

貴社が保証債務を金融機関に対し弁済される場合は、私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者に対する事前通知を要せず、履行の方法、金額等について 貴社と金融機関との保証契約に基づいて実行されても異議を述べません。

第10条. (求償権)

1. 貴社が前条によって代位弁済したときは、私、連帯債務者および連帯保証人は弁済額は勿論、損害金、費用等全てについて遅滞なく弁済の責に任じます。
2. 損害金は弁済額およびその他の費用に対し、弁済の当日または、支出した日から完済日まで年 14.5% の割合によるものとします。(計算方法は、年 365 日の日割計算)

第11条. (求償権の事前行使)

1. 私および連帯債務者は、貴社が金融機関に対する弁済前であっても私、連帯債務者または連帯保証人について次の各号の一つにでも該当したときは、貴社からの通知、催告等がなくとも当然貴社が保証している金額について貴社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。
 - ① 仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始、調停等の申立があつたとき、任意整理又は法的整理の開始を貴社に通知したとき。
 - ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - ③ 支払いを停止したとき。
 - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 貴社または金融機関に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ⑥ 住所変更の届出を怠るなど私、連帯債務者または連帯保証人の責めに帰すべき事由によって、貴社に私、連帯債務者または連帯保証人の所在が不明となつたとき。
 - ⑦ 貴社の発行するクレジットカード会員である場合、その会員規約にもとづき会員資格を取り消されたとき。
 - ⑧ 貴社または金融機関に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
 - ⑨ 私、連帯債務者または連帯保証人が、暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 12 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 12 条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私および連帯債務者との取引を継続することが不適切である場合。

2. 前項のほか、貴社において私および連帯債務者に対する債権保全のため必要と認めた事実が発生したときは、貴社から私および連帯債務者に対する請求によって、私および連帯債務者は貴社に対してあらかじめ前項と同額の求償債務を負い、直ちに弁済いたします。
3. 貴社が前1、2項により求償権を行使する場合には、民法461条にもとづく抗弁権を主張しません。
4. 第1項または第2項の適用により、私、連帯債務者または連帯保証人に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしないものとします。また、保証会社に損害が生じたときは、私、連帯債務者または連帯保証人がその責任を負うものとします。
5. 私、連帯債務者および連帯保証人は第1項各号または第2項の一つでも該当している場合に、そのことを貴社が金融機関に通知しても異議を述べません。

第12条. (反社会的勢力の排除)

1. 私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても、該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に属する関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自己・自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私、連帯債務者、連帯保証人および担保提供者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他、前各号に準ずる行為。

第13条. (履行の請求の効力)

貴社が私、連帯債務者または連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、私、連帯債務者および連帯保証人の全員に対して、その履行の請求の効力が生じるものとします。

第14条. (第三者弁済の事前同意)

私および連帯債務者は、第三者による弁済申出があった場合に、私および連帯債務者の意思に反しないものとして取扱うことに同意します。

第15条. (弁済の充当順序)

私、連帯債務者および連帯保証人の弁済額が、本契約から生じる貴社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴社が適當と認める順序、方法により充当できます。なお、私、連帯債務者および連帯保証人について、貴社に対する複数の債務があるときも同様とします

第16条. (債権の譲渡)

私、連帯債務者および連帯保証人は保証会社が本契約による債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

第17条. (契約の変更)

1. 本契約は、民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、本契約の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢等諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更することができるものとします。
2. 前項による本約款の変更は、変更後の規定の内容を、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知し、公表の際に定める 1 カ月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

第18条. (費用の負担)

本契約による調査費用および権利の保全行使に要する費用は私および連帯債務者の負担とします。

第19条. (管理回収業務の委託)

貴社は、私、連帯債務者および連帯保証人に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第 20 条(合意管轄)

本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には訴額にかかわらず、貴社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または、地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。